

仕様書

1. 件名

デジタル庁における健康管理・産業保健（健康管理医）の委嘱

2. 目的等

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁が昨年9月に設置されたところである。

デジタル庁として、庁内の業務推進体制を拡充させ、デジタル社会形成に向けた施策の迅速かつ重点的な推進に資するため、デジタル分野における専門的知見等を有し、デジタル改革を牽引する人材を、IT企業をはじめとする多方面から受け入れており、デジタル庁職員の構成は、プロパー職員の他、他府省からの出向者、民間企業経験者、自治体からの出向者など多岐にわたっている。

このような多様な職場経験を有する職員が在籍する職場環境における職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じていくために、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第9条に規定する健康管理医の有する専門的知見を活用していきたい。

そこで、官民間わず幅広い産業医経験を有する健康管理医を委嘱する。

3. 業務内容

① 健康管理・産業保健業務

- ・健康診断の企画・判定（一般健康診断）
- ・健康診断結果に基づく保健指導、就業上の意見
- ・衛生委員会（月1回、Web参加含）
- ・職場巡視（1～2ヶ月に1回）
- ・過重労働による健康障害予防・面接指導
- ・身体疾患事例及びメンタルヘルス事例への対応（職場復帰支援等）
- ・ストレスチェック制度の運用支援（実施者）及び医師面接指導
- ・感染症対策（感染予防対策、COVID-19事例対応アドバイスなど）
- ・その他、人事院規則10-4第9条関係等の関連条項に定められた健康管理業務

② 産業保健に関する研修・講義

- ・管理職等へのメンタルヘルス研修
- ・生活習慣病予防に関する研修（ダイエット、禁煙含む）

- ・職場の感染症予防対策
- ・その他、事業所のニーズに基づく産業保健に関するもの（健康経営、その他ヘルスプロモーションなど）

③ 事業所への訪問

- ・面接指導、職場巡視、その他上記①、②に関するサービス提供を目的とする。
- ・訪問は、月2回（1回4時間）を基本とするが、必要に応じ増減できるものとする。
- ・訪問時は、原則、別途用意する部屋で業務を行うものとする。
- ・COVID-19 感染拡大の間は、オンライン面談等を有効に活用する。

4. 委嘱人数

2名程度（委嘱後、経験年数等に応じ、3. 記載の業務を分担予定）

5. 健康管理医業務の実施方法

3. に記載の業務を実施する時期や回数については、健康管理者との事前調整に従い実施するものとする。

6. 検査及び報酬の制限等

- ① 毎月の業務が終了した時点で、当該月の稼働日、稼働時間、その他業務内容を記載した「実績報告書」を健康管理者に提出し、デジタル庁が指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- ② 報酬額の単価は、1時間当たり10,000円～13,000円程度を基本とし、別途、経験年数により算出する。

※ 消費税及び地方消費税は別途。

なお、委嘱業務の履行に当たり発生した本務勤務地とデジタル庁間の交通費は、受嘱者の負担とする。また、前述以外に発生する交通費については、委託業務の履行前に仕様書の「12 連絡先」に記載する担当へ連絡し、当該交通費の負担についてあらかじめ協議し、負担者を確定させなければならない。

7. 契約期間

契約締結後～令和5年3月31日

8. 監督職員・検査職員（人事異動等の場合は後任者等による）

監督職員

デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 関 高史

検査職員

デジタル庁統括官付参事官付主査 永倉 清絵

9. 機密保持

- ① 本業務を実施するに当たって業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。加えて、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分に配慮するとともに、デジタル庁職員の指示に従うこと。
- ② 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。）の取り扱いに関しては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。
- ③ 乙の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて乙が負担すること。
- ④ この項目に記載する事項について、乙は前記6の契約期間の終了後においても同様の義務を負うものとする。

10. 委嘱に求める条件

以下の①から③の条件を満たすこととし、証明する書類を提出すること。

- ① 以下のいずれかの要件を備える者
 - ・労働安全衛生法第13条第1項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者
 - ・産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの
 - ・労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
 - ・学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者
 - ・前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
- ② 日本産業衛生学会が認定する「産業衛生指導医」又は「産業衛生専門医」の資格を有していること。
- ③ 国及び民間における健康管理医又は産業医の実績を有していること。

11. その他

- ① 本業務の遂行により生じた著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む)は、原則として、デジタル庁に著作権を譲渡させることとする。
- ② 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専らデジタル庁の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- ③ 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 9 条第 1 項に基づく「デジタル庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(令和 3 年 9 月 1 日内閣総理大臣決定)第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。
- ④ デジタル庁及び受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、協議のうえ、デジタル庁の指示(書面(電子メールを含む。))に従うこと。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。
- ⑤ 前記の場合における指示事項は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において新たに経費が発生する場合は、デジタル庁と受託者の間で協議のうえ、決定する。

12. 連絡先

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階・20 階

デジタル庁 担当 関

電話 : 070-2476-6629